# 青森県食育推進会議設置要綱

#### (設置)

第1条 食生活の乱れや食を大切にする心の欠如等の問題を改善するとともに、本県産農林水産物や地域食文化を活用し、心身ともに健康で活力に満ちた「くらし」の実現に向けて、県内関係者の連携・協力のもとに「食育」を推進するため、青森県食育推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 県が行う食育推進計画の策定、変更への提言に関すること。
- (2) 食育推進計画に基づく食育行動プランの作成、変更及びその推進に関すること。
- (3) 「食育県民運動」の展開による食育推進活動等の促進に関すること。
- (4) その他食育の推進のために必要な事項に関すること。

# (組 織)

- 第3条 会議は、別表に掲げる者で構成する。
- 2 会議に会長及び副会長を置き、会長は知事をもって充て、副会長は農林水産部長をもって充てる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

#### (会議)

- 第4条 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会長は、必要に応じて前条に定める者以外の者を食育協力者として会議に出席させることができる。
- 3 会議の議長は出席者の互選により選出し、副議長は議長が指名する者をもって充て、議長を補佐し、議長が不在の時はその職務を代理する。

# (部 会)

第5条 会議には、個別協議を行なうため、必要に応じ、部会を設置する。

#### (庶務)

第6条 会議の庶務は、農林水産部食の安全・安心推進課において処理する。

# (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

- この要綱は、平成18年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

# 平成23年度青森県食育推進会議委員名簿

	分	野	氏	名	団体名・職名	備	考
1	教	育	鈴木	秀和	青森県教育委員会 委員長 (医 師)		
2			佐藤	江里子	青森県PTA連合会母親委員会委員長		
3			沼尾	紀惠子	青森県私立幼稚園連合会 副会長 (三沢第一幼稚園 園長)		
4			吉川		青森県小学校長会 会長 (青森市立筒井南小学校 校長)		
5			原子		青森県中学校長会 会長 (青森市立甲田中学校 校長)		
6					財団法人 青森県学校給食会 常務理事		
7	消	費	川村		青森県食生活改善推進員連絡協議会 会長		
8			小野寺		青森県生活協同組合連合会 常務理事		
9	<b>井</b> 卒	、汝泽			青森県生活改善グループ連絡協議会 会長 		
10	生産・	·流通	小笠原	まります。	青森県JA女性組織協議会 会長 		
12			三浦	<sub>- ファ</sub> 建彦			
13	医	療	吉岡	利忠	(日本チェーンストア協会、全国スーパーマーケット協会) 医 師		
14	运	尔	吉川	和子			
15	福	祉			再株宗木食工会 会长 		
	価	飿	前田				
16	学	識	福澤 渋谷	紀子  長生	青森県保育連合会 常務理事  (保育所つるた乳幼児園 園長)  弘前大学 農学生命科学部 教授		
18	Ť	胡		- 英王 	協則人子 展子生中科子部 教授 		
	<b>샤</b> 圭	±0					
19	情	報		義千代 ————————————————————————————————————	株式会社東奥日報社 編集局長 		
20	<b>%</b> =	πh	加藤			<u> </u>	F
21	行	政	三村	申吾 	青森県 知事	会	長
22			石塚	正美	農林水産省東北農政局青森地域センター長		
23			永澤	裕之	鶴田町産業観光課 参事 		
24			江浪	武志 	青森県健康福祉部 部長 	F1 4	\ F
25			渋谷	義仁	青森県農林水産部 部長	副会	